

鳥栖市監査告示第 18 号

令和 6 年 10 月 31 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

徳 淵 拓 三

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 経済部 商工観光課

2. 改善措置内容 別添のとおり

令和6年度定期監査結果に係る措置について

監 査 対 象 課	経済部 商工観光課
-----------	-----------

【注意・検討を求める事項】

◆財産管理事務

○鳥栖観光コンベンション協会による新鳥栖駅観光案内所（行政財産）の使用について

行政財産の使用について、適正な手続きが行われていない。

【措置内容】

新鳥栖駅観光案内所（行政財産）の使用について、是正を図るため、鳥栖観光コンベンション協会と協議し、同協会から当該施設の使用申請（行政財産の目的外使用許可申請）を受け、許可いたしました。

今年度の使用期限は令和7年3月31日までとし、来年度からは毎年、4月1日から翌年3月31日までの使用許可申請の受付処理を継続していく予定です。